

原議保存期間 10 年  
平成 28 年 12 月 31 日まで保存

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第 26 号、規発第 21 号  
平成 18 年 3 月 8 日  
警察庁交通局交通指導課長  
警察庁交通局交通規制課長

### 自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について

大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車(以下「自動二輪車等」という。)に係る放置駐車違反は、歩行者等の交通の安全及び円滑の確保や高齢者、障害者等の移動の円滑化を図る上で支障となるほか、市街地の都市機能の低下、生活環境の悪化等につながるものであり、良好な駐車秩序の確立を目的とする改正道路交通法の施行に伴い、これらの違反車両に対する取締り等に積極的に取り組んでいくことが従来にも増して重要となる。

そこで、改正道路交通法施行後における自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等に当たっては、下記の事項に留意の上、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 基本方針

駅周辺、商店街、繁華街など自転車、歩行者等の交通が輻輳し、市区町村が条例に基づいて放置自転車等の定期的な撤去等に取り組んでいる地域においては、当該市区町村と連携を図りつつ、自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りを積極的に推進すること。その他の地域においても、自動二輪車等の駐車実態を勘案の上、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、これらの違反の取締りを推進すること。

#### 2 取締り活動ガイドラインとの関係

取締り活動ガイドラインの策定に当たっては、自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りのために重点的に巡回すべき地域等を「自動二輪・原付重点地域」として指定することができることとされた(「取締り活動ガイドラインの策定及び公表について」(平成 17 年 5 月 30 日付け警察庁丁交指発第 88 号)参照)ことを踏まえ、上記 1 により、自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りを積極的に推進する地域が取締り活動ガイドラインの策定に係る地域内にある場合は、原則として、当該地域を「自動二輪・原付重点地域」として指定すること。ただし、取締り活動ガイドラインの重点地域・路線の全体について、自動二輪車等に係る放置駐車違反の積極的な取締りを推進する場合には、その旨を取締り活動ガイドラインに明示することで足りること。

#### 3 事前広報等

上記 2 の取締り活動ガイドラインを公表することにより自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りを積極的に推進する地域を明らかにするほか、地域の実情に応じ、当該地域における看板の設置、警告ビラの取付け等の事前広報を十分に行うなど、自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りの推進について、広く住民等に周知を図るよう

努めること。

#### 4 自動二輪車等の駐車環境の整備

自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りへの積極的な取組にあわせて、地方公共団体、鉄道事業者、既設の駐車・駐輪場の管理者、商業施設の管理者等に対して、自動二輪車等の駐車施設の整備拡充を働きかけること。また、駐車規制の見直しに当たっては、交通取締部門と交通規制部門とが連携を図りつつ、自動二輪車等に係る駐車需要にも配慮すること。